

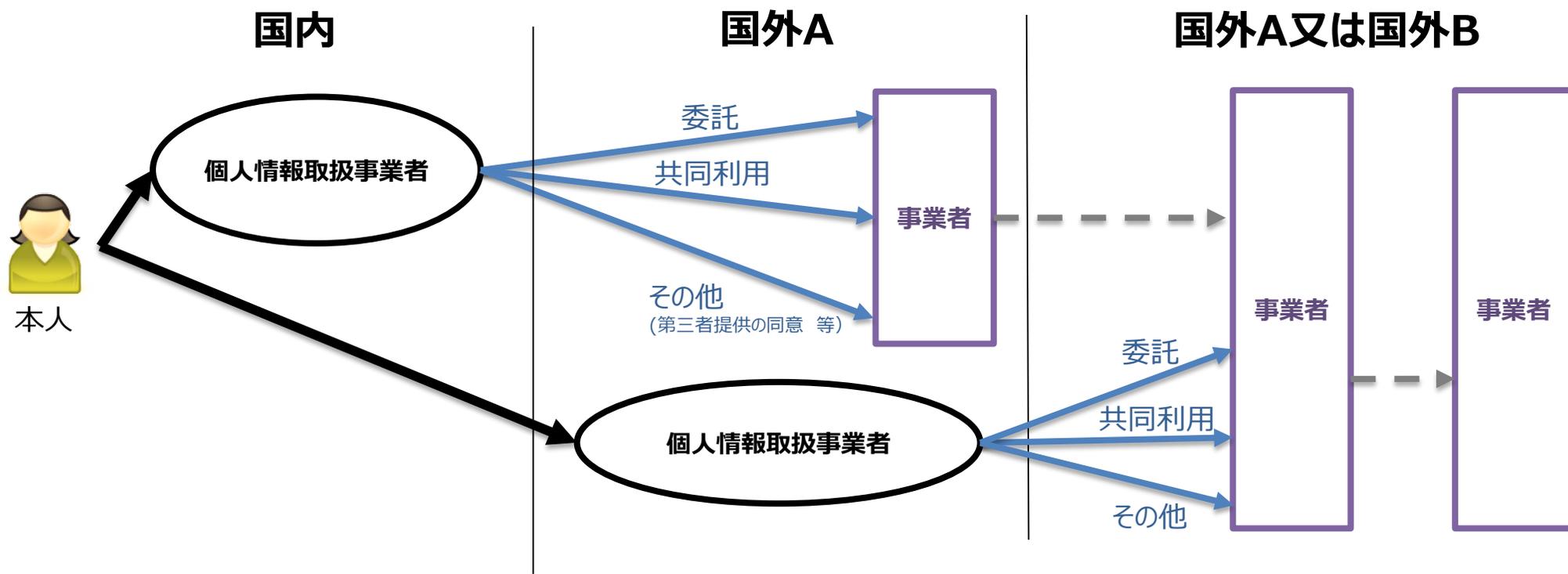
個人情報保護を巡る国内外の動向

(法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と 越境移転の在り方関係)

平成31年 3月 4日

個人情報保護法における域外適用に係る規定のイメージ

- 個人情報を用いた業務形態の多様化に伴い、個人情報が多様な形態により海外で取得・処理されている。
- 法第75条（適用範囲）では、外国における個人情報の取り扱いについて、国内にある者に対する役務等の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者を規律対象としている。
下図 丸囲み、黒矢印
- 委託等の契約等に基づき取得した海外の事業者に対する規律は、本人から直接取得した委託元等の事業者を規律対象とすることで、間接的に規律される。（委託等に抛らない場合、提供先の事業者には提供元事業者を通じた間接的規律が及ばないが、原則、提供に係る本人の同意が前提となる。）
下図 青矢印



国際的なデータ流通等の状況について

○データ流通の現状

〈グローバルな状況〉

- 世界のデータ流通量（IPトラフィック）は、2017年の**1217億ギガバイト（122エクサバイト）**から、2021年には**278エクサバイト（2017年の2.3倍）**まで増加するとの予測が存在（※1）。
- 国境を越えて移動するデータの量も増えており、世界の越境データ流通量を測ると、**2001年の毎秒1,608ギガビット**から**2016年にはその165倍の26.5万ギガビット**まで増加しているとの試算が存在（※2）。

〈我が国を取り巻く状況〉

- 我が国を起点とした越境データの状況について、国外ISP（インターネットサービスプロバイダ）等と交換されるトラフィック（帯域）についてみると、**2004年から2016年の間で、in（国外から国内へ：約50倍）及びout（国内から国外へ：約25倍）**ともに大きく増加している（※3）。
- 我が国を起点とした越境インターネット帯域幅の相手方となる国、地域のシェアを見ると、**国別では米国が約4割で最多、地域別ではアジア地域が約6割で最多**となっている（※4）。

○国際的な制度整備の状況

- 個人情報保護に関する法令について、域外適用や越境移転に関する規定を整備するケースが存在。
 - 個人情報保護法：企業活動のグローバル化に伴う個人情報の適正かつ円滑な流通を確保するために域外適用、越境移転に関する規定を整備
- 一方、データローカライゼーションに関する規定を整備するケースも出現。

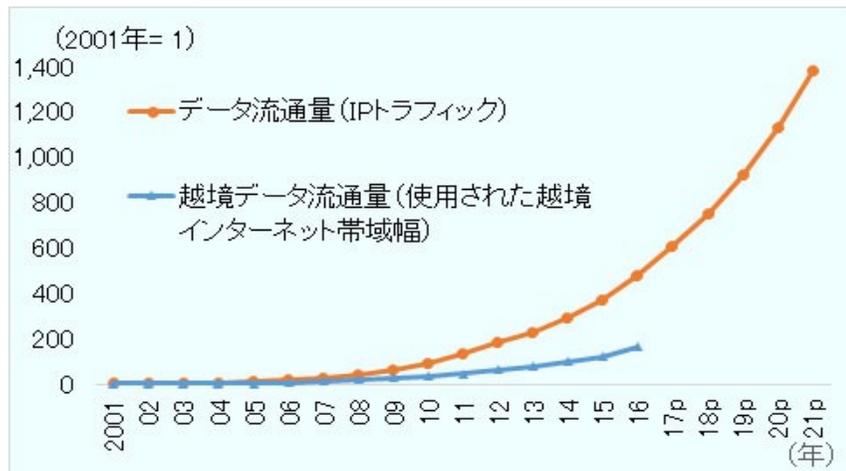
※1・※2 JETRO地域・分析レポート「急増する世界の「データ」流通量」(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/380fd5f0d9c4bb4d.html>)

※3 平成29年情報通信白書 P90

※4 ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版 P40 (<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2018.html>)

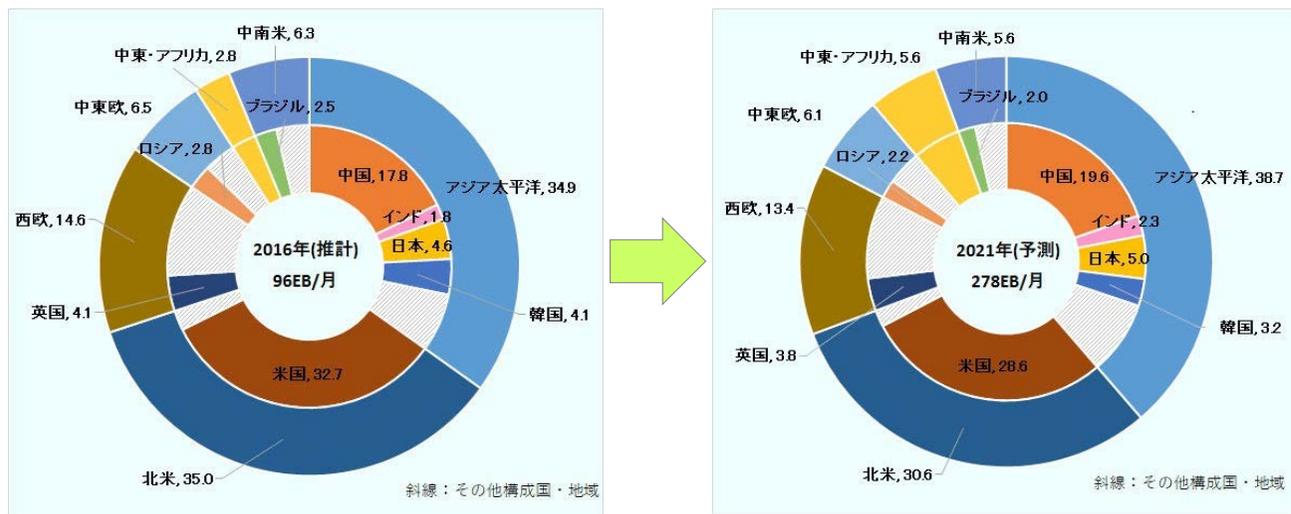
(参考) データ流通量の急激な増大

世界のデータ流通量と越境データ流通量 (2001年=1)



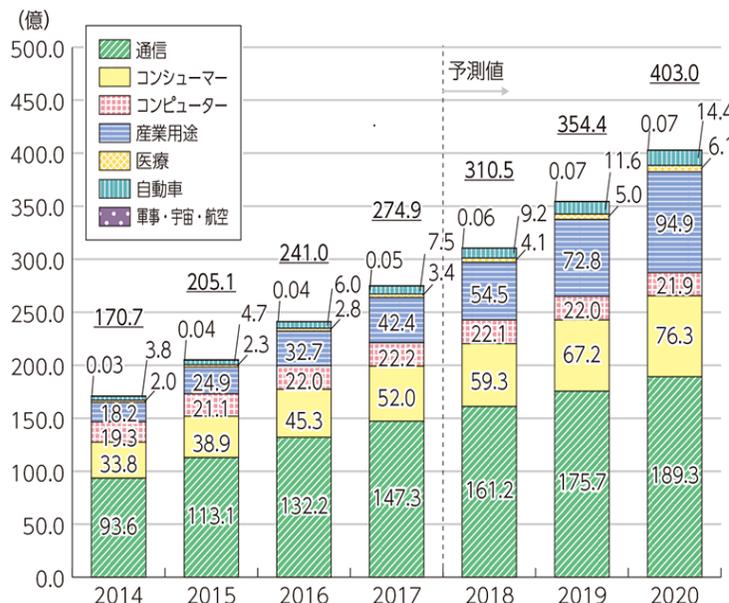
- (注1) データ流通量 (IPトラフィック) は2016年がCiscoの推計値、2017年以降予測値。
- (注2) 越境データ流通量 (使用された越境インターネット帯域幅) はITUのデータベースでデータの取れる国・地域 (最低2006年の174カ国・地域、最高2012年の208カ国・地域) の足しあげ。
- (出典) "Cisco Visual Networking Index Global IP Traffic Forecast, 2016-2021" (Cisco), "ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database 2017" (ITU)から作成 (JETRO地域・分析レポート「急増する世界の「データ」流通量」より引用)

世界のデータ流通量 (IPトラフィック) : 主要国・地域別 (2016年) (2021年)



- (注1) 各国・地域の数値は構成比を表す。
- (注2) 2016年はCiscoの推計値、2021年は予測値。
- (出典) 「Cisco Visual Networking Index : 予測と方法論、2016~2021年」(Cisco, 2017年6月6日)および「Cisco VNI Forecast Highlights Tool」(Cisco) から作成 (JETRO地域・分析レポート「急増する世界の「データ」流通量」より引用)

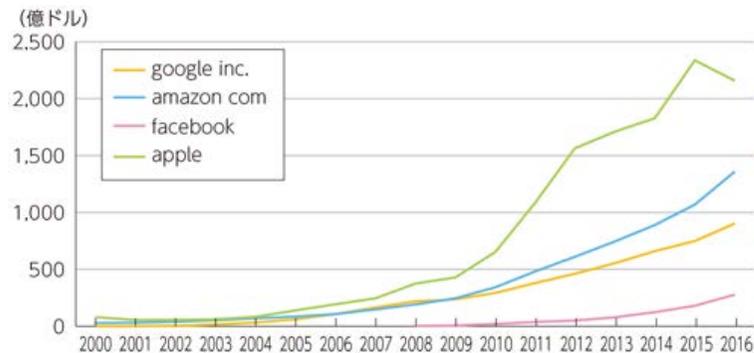
世界のIoTデバイス数の推移及び予測



- (出典) IHS Technology (平成30年版情報通信白書より引用)

(参考) データ流通量の急激な増大

オンラインプラットフォームを有する代表的な事業者の売上等の推移



(出典) 総務省「スマートフォン経済の現在と将来に関する調査研究」(平成29年)

インターネット市場における時価総額上位15社の変遷

1995年 (億ドル)			
社名	主な業態	所在国	時価総額
Netscape	ソフトウェア	米国	54
Apple	ハードウェア	米国	39
Axel Springer	メディア、出版	ドイツ	23
RentPath	メディア、賃貸	米国	16
Web.com	Webサイト構築	米国	10
PSINet	ISP	米国	7.4
Netcom OnLine	ISP	米国	4.0
IAC/Interactive	メディア	米国	3.3
Copart	オークション	米国	3.3
Wavo	メディア	米国	2.0
iStar Internet	ISP	カナダ	1.7
Firefox	ソフトウェア、ISP	米国	1.6
Storage Computer	ソフトウェア	米国	1.0
Live Microsystems	ハードウェア、ソフトウェア	米国	0.9
iLive	メディア	米国	0.6

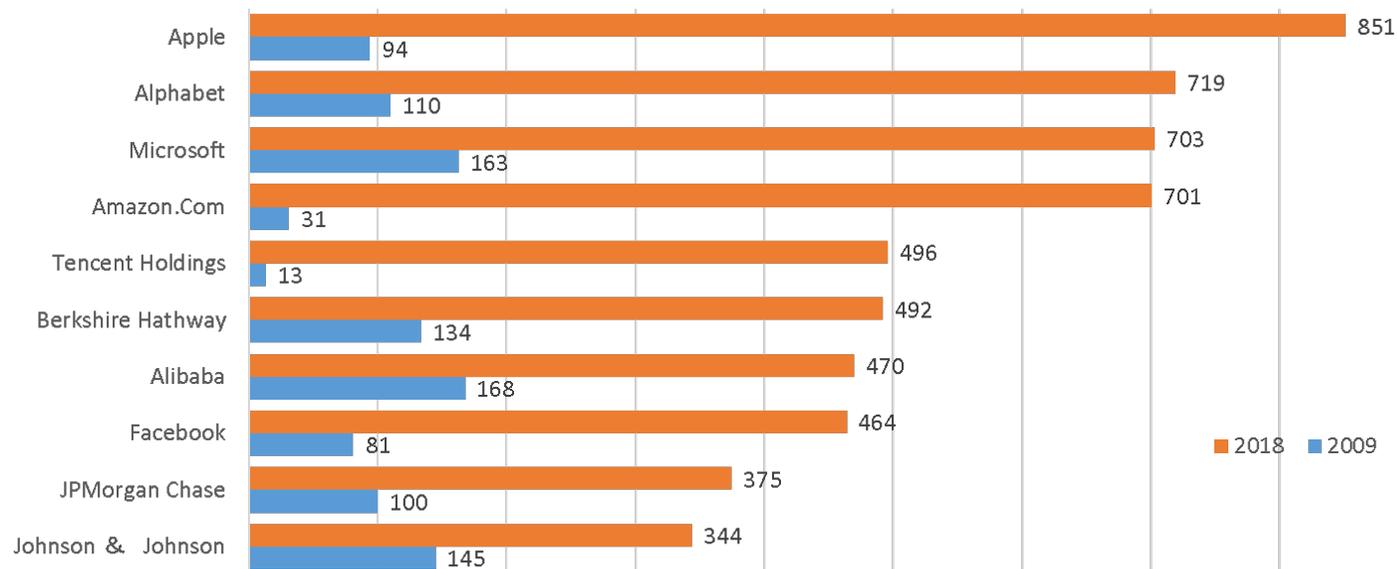
時価総額総計 170億ドル

2017年			
社名	主な業態	所在国	時価総額
Apple	ハードウェア、ソフトウェア、サービス	米国	8010
Alphabet /Google	検索エンジン	米国	6800
Amazon.com	Eコマース	米国	4760
Facebook	SNS	米国	4410
Tencent	SNS	中国	3350
Alibaba	Eコマース	中国	3140
Priceline Group	オンライン予約	米国	920
Uber	モビリティ	米国	700
Netflix	メディア	米国	700
Baidu China	検索エンジン	中国	660
Salesforce	クラウドサービス	米国	650
Paypal	決済	米国	610
Ant Financial	決済	中国	600
JD.com	Eコマース	中国	580
Didi Kuaidi	モビリティ	中国	500

時価総額総計 3兆6,390億ドル

(出典) 「OECD Digital Economy Outlook 2017」により総務省作成

オンラインプラットフォームを有する代表的な事業者の時価総額ランキング



(出典) PwC 「Global Top 100 companies by market capitalization 31 March 2018 update」により総務省作成

(参考) データの越境移転

主要国の越境インターネット帯域幅：相手国・地域のシェア（2017年）

（単位：％）

	世界	北米		欧州		アジア						大洋州	中南米	中東	アフリカ	
		米国		EU		日本	中国	香港	台湾	ASEAN	インド					
米国	100.0	8.8		24.5	24.4	23.7	6.8	7.3	1.6	1.5	4.5	1.0	2.4	38.8	0.1	0.0
英国	100.0	20.3	19.4	65.7	65.0	3.6	0.5	0.2	0.2	0.0	0.8	1.6	0.0	0.2	3.4	3.1
ドイツ	100.0	2.3	2.3	89.0	78.3	1.0	0.0	0.5	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	5.2	0.1
フランス	100.0	8.7	8.7	76.0	71.9	7.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.6	5.4	0.0	0.0	1.8	2.0
ロシア	100.0	0.4	0.4	83.1	72.0	13.8	0.2	0.9	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日本	100.0	43.1	43.1	2.2	2.1	52.7		6.9	21.1	4.3	14.4	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0
中国	100.0	63.5	63.4	10.7	9.5	25.6	9.5			4.7	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香港	100.0	9.5	9.5	3.3	2.2	82.9	19.9			7.4	50.0	0.9	1.5	0.0	0.5	0.0
台湾	100.0	36.6	36.6	0.1	0.1	63.2	16.2	13.0	29.8		2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
シンガポール	100.0	8.4	8.4	6.1	6.1	79.5	6.2	1.6	12.8	0.2	36.1	20.4	0.7	0.0	1.8	0.0
ベトナム	100.0	9.0	9.0	0.0	0.0	90.3	7.7	1.5	57.2	0.0	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
インド	100.0	8.1	8.1	40.8	40.8	46.8	0.1	0.0	1.3	0.0	41.7		0.0	0.0	1.2	0.2
ブラジル	100.0	76.4	76.4	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.8	0.0	0.0

（注）①数値は各国・地域の越境インターネット帯域幅（使用されていない容量も含む）を100%としたときの、通信相手国の構成比。②網掛けかつ太字は50%以上、太字でない網掛けは20-50%のセル。③中国には香港を含まないが、中国・香港間は国内通信扱いとなり越境帯域幅に含まれていない。④地域分類はTeleGeographyの定義に基づき、地域計はデータのとれる構成国の合計値。北米は米国とカナダの合計。ロシアCIS 諸国はロシアなど一部が欧州に、カザフスタンなど一部がアジアに分類されている。

（出典）TeleGeographyデータから、JETRO作成

※ ジェトロ世界貿易投資報告 2018年版 P40 (<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2018.html>) より引用

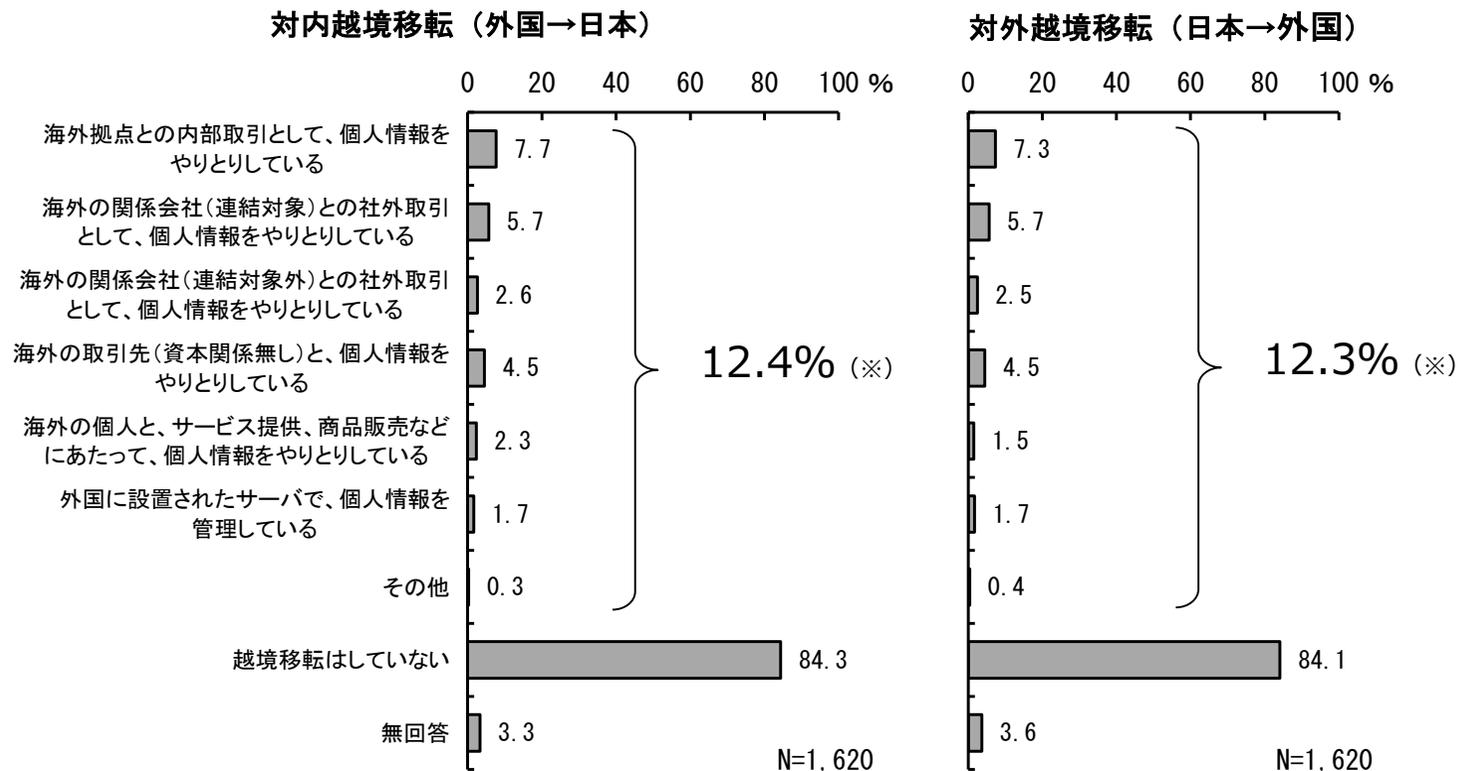
越境移転の現状

○ 個人情報の越境移転を行う場面

- 国際的なデータ移転が活発に行われている一方、**個人情報については84%超が「越境移転はしていない」と回答。**
- 越境移転をしている中では、**海外拠点や関係会社との間で個人情報をやり取りする機会が多い。**

(参考) 「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査 (平成29年度) 報告書」 (平成30年3月) (抜粋)

個人情報の越境移転を行う場面 (複数回答)



※ 回答は複数選択可であるため、単純な足しあげではない

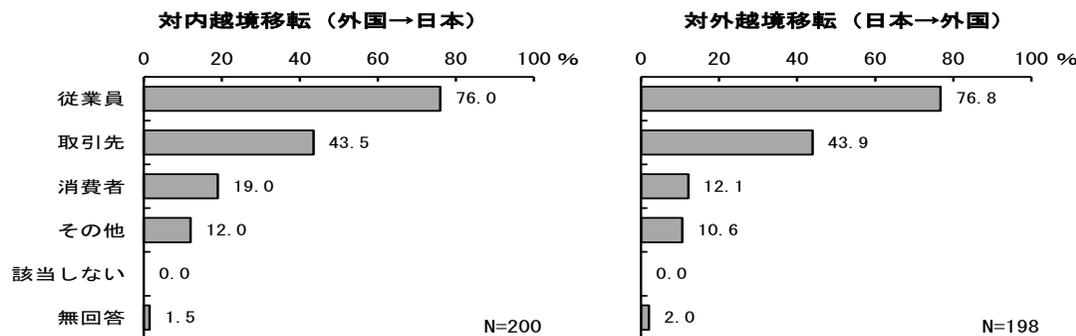
越境移転の現状

○ 越境移転する個人情報の内容や相手国

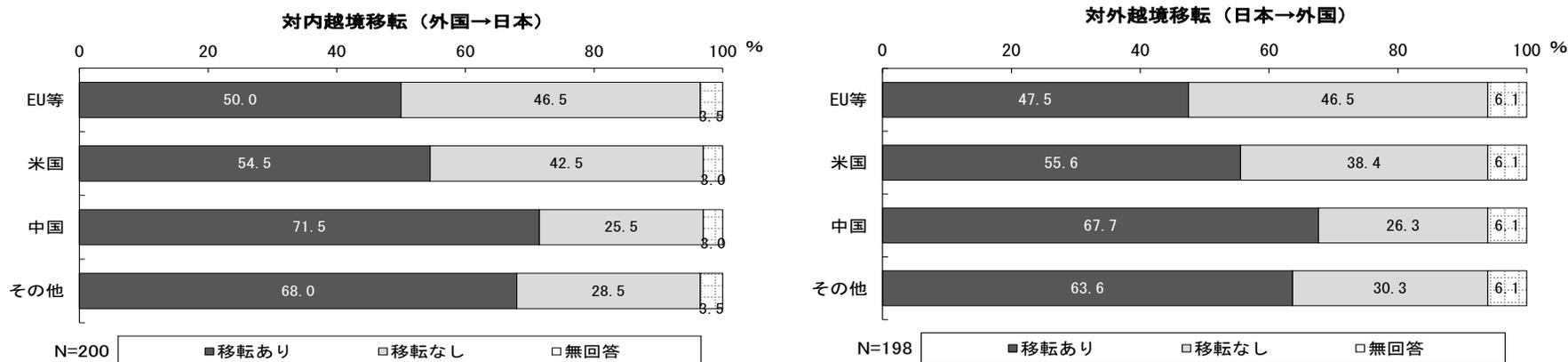
- 越境移転する個人情報は、**従業員の個人情報が76%超と最大**。次いで、取引先の個人情報が43%超と大きく、消費者の個人情報は、対内（外国→日本）では19.0%、対外（日本→外国）では12.1%。
- 越境移転する相手国は、**中国が最大であり、対内では71.5%、対外では67.7%**。次いで、米国、EU等の順。

（参考）「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査（平成29年度）報告書」（平成30年3月）（抜粋）

越境移転する個人情報（複数回答）



越境移転する個人情報の相手国と内容（複数回答）



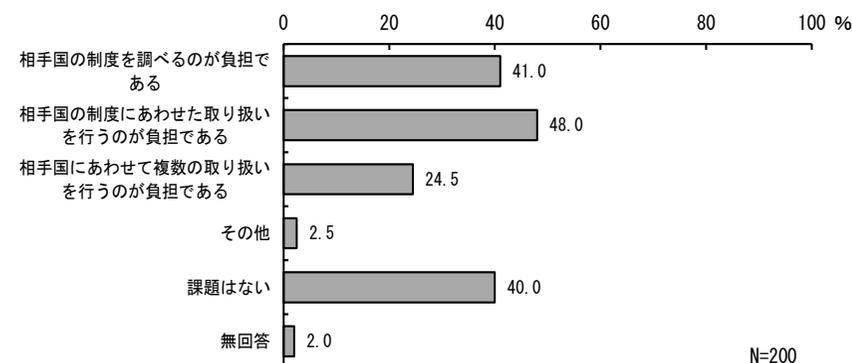
越境移転の現状

○ 越境移転に関する課題

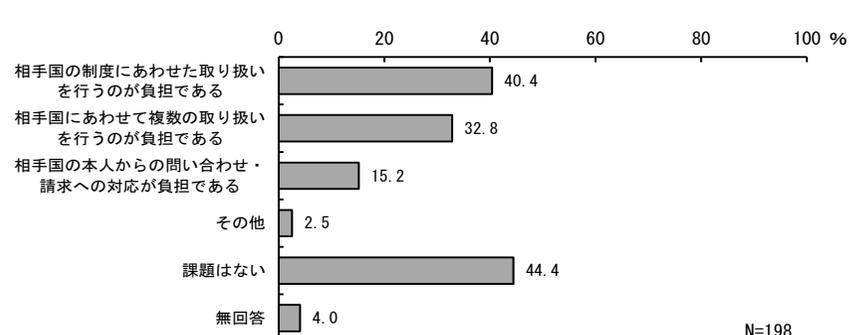
- 越境移転に関する課題は、「相手国の制度にあわせた取り扱いを行うのが負担である」が多く、対内では48.0%（対内では最大）、対外では40.4%を占める。また、対内では「相手国の制度を調べるのが負担である」との回答も41.0%と多い。
- 越境移転に関する課題への対応としては、「個人情報担当社員」や「法務担当社員」で対応するケースが多い。
- 一方で、課題がないと回答した事業者も多く、対内では40.0%、対外では44.4%（対外では最大）を占める。

（参考）「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査（平成29年度）報告書」（平成30年3月）（抜粋）

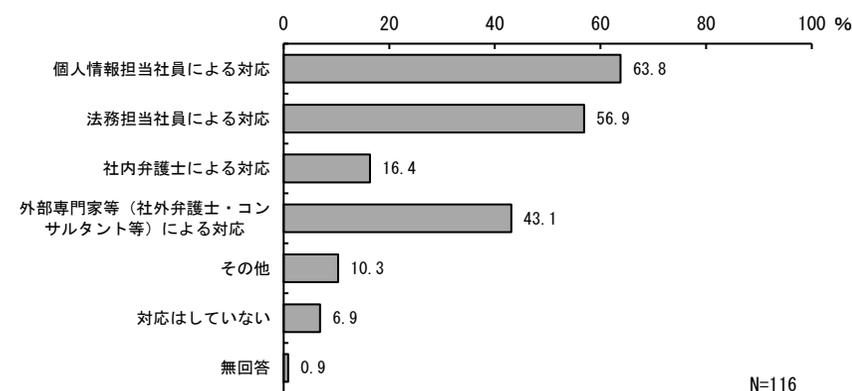
対内越境移転に関する課題（複数回答）



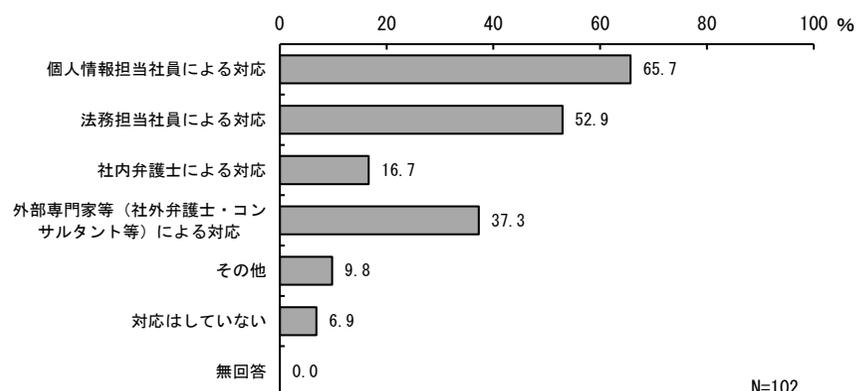
対外越境移転に関する課題（複数回答）



対内越境移転に関する課題への対応状況（複数回答）

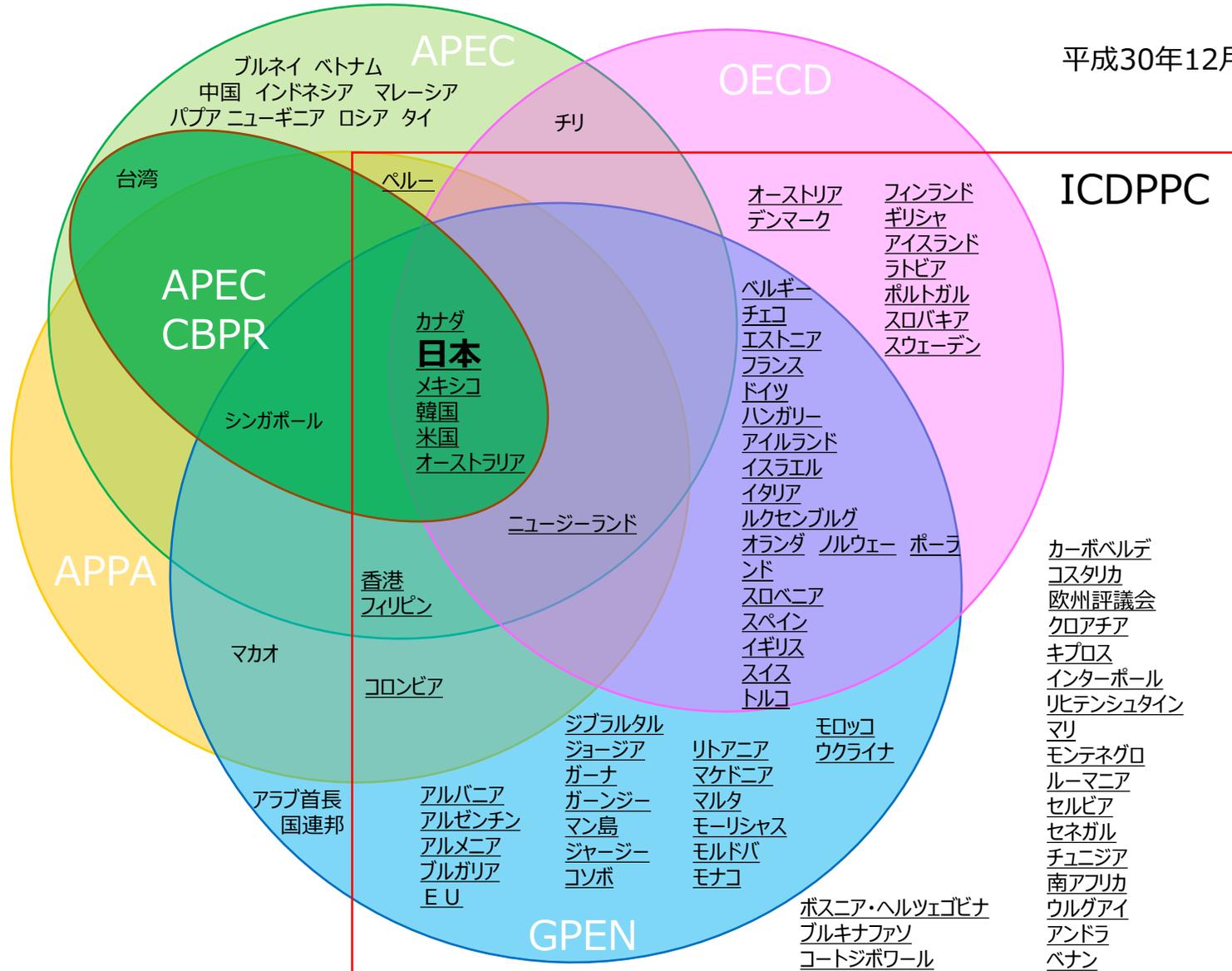


対外越境移転に関する課題への対応状況（複数回答）



国際的な枠組みへの参加状況

平成30年12月末時点



主な国・地域との協調

➤ EU

- 相互の円滑な個人データの移転の枠組み構築に向けて、相互の法制度の理解、個人情報保護が十分な水準にあることの確認を目的として、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で対話を進め、2019年1月23日に同枠組みが発効。

➤ 英国

- 英国のEU離脱後も日英間の相互の円滑な個人データ移転が確保されるように、英国当局（制度所管省庁であるDCMS（デジタル・文化・メディア・スポーツ省）及びデータ保護機関であるICO（情報コミッショナーオフィス））との対話を実施。英国においては、日本に対する十分性認定のための関連法案が可決されており、我が国においても、日本から英国への円滑な個人データ移転が継続できるよう、必要な措置を講じるための準備を行っている。

➤ 米国・アジア太平洋

- 商務省とは、多国間の取決めであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPECプライバシーフレームワークへの準拠を認証する仕組み）の促進を行っていくことで協力関係を構築。
- 当委員会としては、アジア諸国の加盟・国内企業の参加を促進。

国際的な議論への参画状況

主な会議体	概要	最近の動き
データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 (ICDPPC)	<p>1979年、データ保護機関の国際会議として開始。当委員会は2014年よりオブザーバーとして参加。2017年5月の改正個人情報保護法の全面施行を受け、同年9月の会議において、正式メンバーとして承認された。現在、世界各国の122の機関が正式メンバーとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年10月に開催された第40回会議において、ICDPPCの将来の在り方等について検討が行われたほか、AI時代への対応等について議論が行われた後、「AIにおける倫理及びデータ保護についての宣言」が採択され、AIにおける倫理及びデータ保護に関する原則が定められるとともに、AIにおける倫理及びデータ保護に関する作業部会（AI作業部会）の設立が決定された。 当委員会主催によるサイドイベントとして、各国のデータ保護機関（英仏等）の参加を得て、「Data protection in the era of connected world（世界がつながった時代におけるデータ保護）」をテーマとするワークショップを行った。 AI作業部会設立の決定を受け、当委員会も参加を表明。今後、同作業部会において指針の策定等に向けた議論が行われる予定。
アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム	<p>アジア太平洋地域のデータ保護機関（13か国・地域、20機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年2回（春と秋）開催。当委員会は2014年からオブザーバー参加、2016年6月末に正式メンバーとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年12月に開催された第50回フォーラムにおいて、各参加メンバーから個人情報保護に係る取組についてそれぞれ報告が行われた後、漏えい通知の在り方、AIに関する課題に対する規制の在り方、越境データ移転、各国・地域のプライバシーの進展、子どものプライバシー等について議論が行われた。また、次回（第51回）フォーラムについて、5月29日及び30日に日本（東京）で開催することが決定された。 当委員会からは、事業者に対する指導・監督等の状況、日EU間の相互認証に向けた取組状況、及び、APEC CBPRシステムへの参加促進に向けた取組状況について説明した。
情報通信分野におけるデータ保護に関する国際ワーキンググループ (IWGDPT)	<p>ICDPPCの枠組みの下、ドイツ・ベルリン州のデータ保護コミッショナーの主導により、各国の個人情報保護機関、国際機関の代表及び研究者等が参加し、情報通信分野におけるプライバシー保護についての議論を行い、勧告を採択する会議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月に開催された第64回会合において、各参加メンバーから個人情報保護に係る取組についてそれぞれ報告が行われた後、AI、子供のプライバシー、データポータビリティの権利の役割、多国籍企業におけるGDPRの履行、プライバシー及び国際的な標準化等について議論が行われた。 当委員会からは、個人情報保護に係る取組として、事業者に対する指導・監督業務の状況や、日EU間の相互認証に向けた取組状況等について説明した。

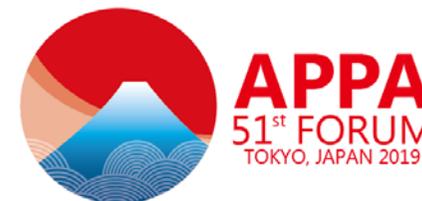
国際的な議論への参画状況

主な会議体	概要	最近の動き
経済開発協力 機構 (OECD)	<p>先進36か国が参加し経済問題全般について協議する国際機関。当委員会は、デジタル経済政策委員会（CDEP）の下に設置されている、情報システムの脆弱性に対するセキュリティ対策、電子認証・暗号使用の促進、個人情報保護について検討するデジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会（SPDE）会合に出席。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月に開催された第44回SPDE会合における、当委員会に関連する議題としては、個人情報保護に関し、漏えい通知、国家プライバシー戦略、OECDプライバシー・ガイドラインの実施状況のレビュー等があり、このうちOECDプライバシー・ガイドラインの実施状況のレビューについては、同会合において、レビューに向けた専門家会合の設置、プロセス及びタイムラインについて説明があった。 上記会合の結果を受け、OECDプライバシー・ガイドラインの実施状況のレビューについては、専門家会合において、次回会合（5月予定）に向けた作業が進められている。
アジア太平洋 経済協力 (APEC)	<p>アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組み。当委員会は、APEC内における電子商取引の活性化のための環境整備を目的として個人情報の保護等の議論を行う貿易・投資委員会電子商取引運営グループ（ECSG）会議、及び、その下に設置されているデータ・プライバシー・サブグループ（DPS）会合に出席。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年8月に開催されたECSG会合及びDPS会合において、APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムやその前提となる越境執行協力協定（CPEA）への参加や、参加促進に向けた各エコノミーの取組状況について、報告が行われた後、今後の課題やECSG会合のTOR（Terms of Reference）の見直し等について議論が行われた。 当委員会からも、CBPRシステムへの参加促進に向けた取組状況等について説明した。
Global Privacy Enforcement Network (GPEN)	<p>2007年のOECD勧告に基づき、2010年に各国のデータ保護機関が結成した執行協力の枠組み。英、米、欧、豪、加、アジア等の60機関超が参加、月1回の電話会議等を通じて情報交換及び議論を行っている。当委員会は、2016年5月末に正式メンバーとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2014年から、大洋州（カナダ・ブリティッシュコロンビア州が主催）と大西洋（米国及びイスラエルが共催）に分かれて電話会議を開催、それぞれ時事トピックについて議論。当委員会は、2016年6月から大洋州の電話会議に参加、同年12月に豪州及び韓国と共同開催をしたほか、2018年10月にも主催者側として発表。 2017年以降、実務者ワークショップが毎年開催され当委員会も参加、各当局による執行協力事例の紹介等が行われた（第1回は英・マンチェスター、第2回はイスラエル・テルアビブ）。第3回は2019年5月にマカオ・香港で開催予定。 2014年以降、Sweepと呼ばれる各当局による一斉調査が毎年実施されているところ、当委員会は2017年から参加。2018年度はデータ保護に関する説明責任がテーマで、2019年3月に調査結果が公表される予定。

(参考) 個人情報保護委員会主催の国際会議

- 個人情報保護委員会は、2019年に国際会議を2件主催。
- 世界各国から、執行機関及び一般聴衆を迎える予定。

- 第51回アジア太平洋プライバシー機関フォーラム
2019年5月29～30日



- G20 サイドイベント
2019年6月3日



第50回APPAフォーラムの様子（2018年12月4日）

(参考) 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

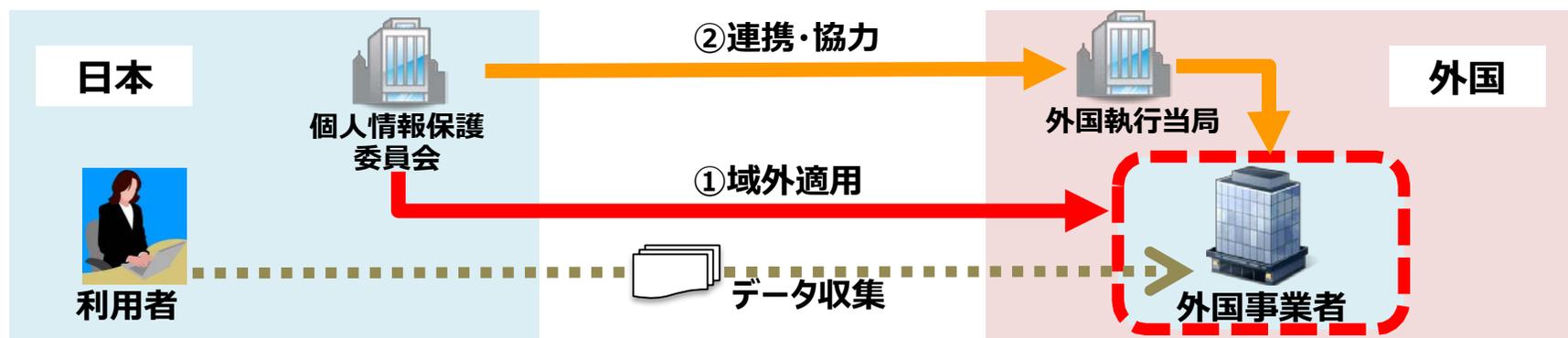
- 改正個人情報保護法（平成29年5月全面施行）では、域外適用の規定が新たに導入されるとともに、外国執行当局への必要な情報提供に関する規定も整備された。
- 個人情報保護委員会は、これら規定に基づき、外国執行当局とも連携しつつ、日本にある者に対してサービス等を提供する外国事業者に対しても、必要な対応を行っているところ。

① 域外適用に関する規定

- ✓ 日本にある者に対する物品、サービスの提供に関連して、個人情報を取得した外国にある個人情報取扱事業者にも個人情報保護法が適用される（法75条）

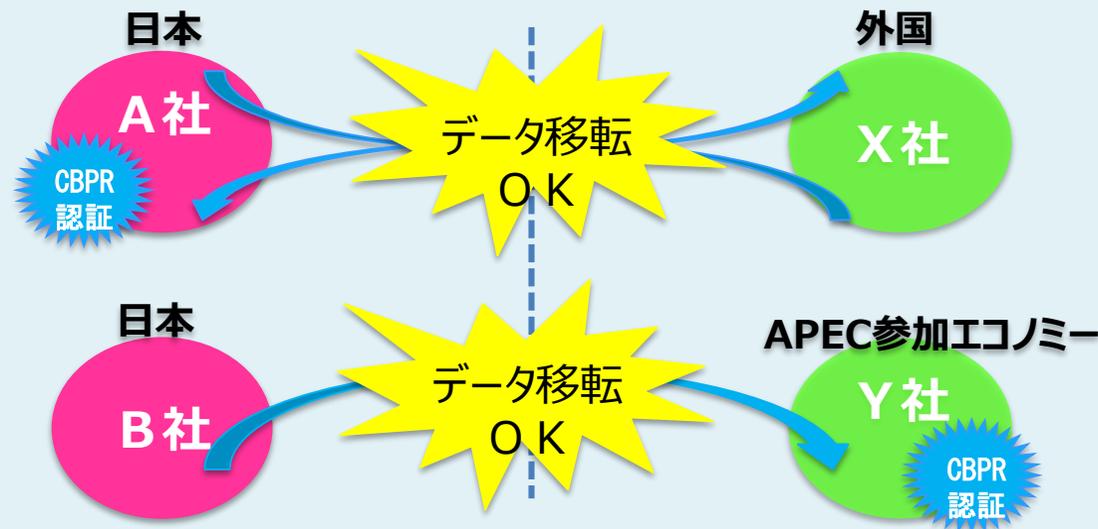
② 外国執行当局への必要な情報提供に関する規定

- ✓ 外国の事業者が日本にある者の個人情報を不適切に取り扱った場合に、外国の執行当局が外国の法令に基づく執行をすることができるよう、必要な情報提供を行うことができる（法78条）
- ✓ 国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）に正式メンバーとして参加。
- ✓ 外国の執行当局との情報提供に向けた体制づくりを実施



(参考) APEC CBPRシステム

- CBPR (Cross Border Privacy Rules) システムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- 個人情報保護法24条における「外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している」ことの例として、提供元や提供先がCBPRの認証を得ていることをガイドラインで示している。
- 日本は、米国とともに、CBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいる。
 - ✓ 平成28年度以降、セミナーを260回実施、延べ約26,200名が参加



域外適用に係る個人情報保護法に基づく監督の状況

1. 実績値 (件数は委員会分のみ)

※カッコ内は国内外を合わせた全体の件数
※国外にある事業者において生じた漏えいの報告件数を記載

○平成29年度年間実績：

- ・漏えい報告：10件（694件）
- ・指導助言：4件（270件）

○平成30年度実績（4月～12月末）：

- ・漏えい報告：18件（922件）
- ・指導助言：13件（191件）

2. 傾向の分析

〈漏えい報告について〉

- ・ 国外にある者であって漏えい等報告を提出した者の多くは、**インターネットを介して日本でサービスを提供している事業者**。特に観光業関連（航空、ホテル、鉄道等予約）からの報告が約30%（28件中8件）。
- ・ また、漏えい等報告を提出した者の多くがインターネットを介して事業を行っていることから、不正アクセスによる被害が60%超(28件中17件)。その他の漏えい等の発生原因としては、メール等の誤送付、紛失等。
 - なお、国内事業者による漏えい等事案における不正アクセスは割合約6%（平成30年度上半期）となっている
- ・ 漏えい等報告を提出した者（計28件）の所在国は、**米国が50%超**。この他、**ヨーロッパ地域**と、**アジア・オセアニア地域**の国が**約25%程度**。
- ・ 国外にある者から漏えい等報告が行われる場合、日本に置かれる現地法人からの報告、または事業者の代理人となる日本の法律事務所の弁護士からの報告が多い。
 - 一部には、直接国際郵便で漏えい報告があった事例、日本の代理店経由で海外事業者にコンタクトをとった事例など、英語による対応が必要となる場合も存在する。

〈指導助言について〉

- ・ 国外にある者への個人情報保護法に基づく指導は、漏えい等事案における被害の拡大防止、影響を受ける可能性のある本人への連絡等、適切かつ迅速な対応を求めるなどの安全管理措置関連のほか、顧客への利用目的のわかりやすい説明の要求等。

3. 主要事例

- ソーシャルプラグインが設置された一部のウェブサイトでは、閲覧しただけでユーザーがアクセスしているサイト等の情報がソーシャルネットワーキングサービス事業者に送信されることがあることについて、個人情報保護委員会ウェブサイトにて注意喚起を行い、当該事業者に対し、個人情報を取得することがあることをより明確にユーザーに周知することなどを指導した。
- 国外に所在する事業者の漏えい等により、当該事業者のサービスを利用していた国内事業者の顧客の個人情報が漏えいした事案について、当該外国の事業者に対し任意の協力として国内事業者のリストの提出を求め、国内事業者に漏えい等報告の提出を促した。また、海外の個人情報保護当局に対し、委員会の対応状況について情報提供を行うとともに漏えい等事案の発生原因や再発防止策について情報の共有を求めるなど、海外の個人情報保護当局との執行協力を行った。

越境移転に係る国際制度比較 (暫定版)

	日本	米国	EU	中国
制度の有無	あり（個人情報保護法）	制度に関する包括的な規定はなし（※） > ただし、米EU間はプライバシー・シールド、米APEC間はAPEC越境プライバシールール・システムによる移転が可能。	あり（一般データ保護規則（GDPR））	あり（サイバーセキュリティ法）
制度の根拠	第24条	—	第5章	第37条
制度の概要	個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供する場合、あらかじめ本人の同意を得るか、下記のいずれかに該当する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 当該第三者が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護法施行規則で定める国（平成31年2月現在、欧州経済領域協定に規定される国（計28か国）が該当）にある場合 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報保護法施行規則で定める基準に適合する体制を整備している場合 個人情報保護法第23条第1項各号に該当する（第三者提供の制限の原則の例外に該当する）場合 	—	第三国または国際機関への個人データの移転は、GDPRの規定を遵守する必要があり、下記の場合に認められる。 <ul style="list-style-type: none"> 第45条に基づく十分性認定に基づく移転 第46条に基づく適切な保護措置（公的機関等との間の法的拘束力及び執行力のある文書、拘束的企業準則（BCR）、標準データ保護条項（SCC）、承認された行動規範、承認された認証方法）に従った移転 第49条に基づく特定の状況における例外（データ主体の明示的な同意等） 	<ul style="list-style-type: none"> 重要情報インフラの運営者は、中国内地での運営において収集及び発生した個人情報及び重要データを、中国内地で保存しなければならない。 中国外に提供する必要がある場合は、規則に従って安全評価を行わなければならない。
制度を担保するための規定	<ul style="list-style-type: none"> 監督：指導及び助言（第41条）、勧告・命令（第42条第1項、第2項） 罰則：命令に違反した場合、懲役又は罰金（第84条） 	—	<ul style="list-style-type: none"> 制裁金：2000万ユーロ以下の制裁金（事業の場合、2000万ユーロ以下の制裁金もしくは世界全体における売上総額の4%以下の金額のいずれか高額の方） 	<ul style="list-style-type: none"> 罰則：国外にデータを提供、保存した場合、是正命令、警告、違法所得の没収、過料、営業許可の取消等（第66条）

※ 米国では、包括的な個人情報保護法は連邦レベルでは存在せず、分野ごとに個別法で措置されている。

※ 中国では、サイバーセキュリティ法及び国家安全法等を根拠として「個人情報・重要データの越境移転安全評価弁法」がパブリックコメントに付されている(2017年4月)が、現時点で未施行。
 (同弁法案では、個人情報等の越境移転にかかる禁止類型（同意未取得、国家安全影響、国家機関による不認定）、移転可能な場合の必要手続（安全評価、関係当局への申請等）、を規定）

域外適用に係る国際制度比較 (暫定版)

	日本	米国	
		連邦法 (※ 1)	
制度の有無	あり (個人情報保護法)	あり (FTC法)	あり (児童オンラインプライバシー法) (COPPA: CHILDREN'S ONLINE PRIVACY PROTECTION ACT)
制度の根拠	第75条	第5条、第6条	第6501条、6502条
制度の基本的考え方	— (標的基準との指摘もある。)	効果理論	効果理論
域外適用される規定の対象となる者の範囲等	個人情報取扱事業者等	事業者	運営者 (Operator)
域外適用される規定の範囲	<p>〈義務に係る規定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内にある者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者について、外国における当該個人情報の取扱いに関する規定 <p>〈監督、制裁措置等に関する規定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導及び助言 (第41条)、勧告 (第42条第1項) 	<p>〈義務に係る規定及び監督、制裁措置等に関する規定〉</p> <p>包括的な規定である第5条に基づき、域外適用するとされる</p>	<p>〈義務に係る規定〉</p> <p>義務規定はすべて外国事業者を含む運営者を対象としている (第6502条)</p> <p>〈監督、制裁措置等に関する規定〉</p> <p>執行はFTC法の規定に従うこととされている (第6505条)</p>
域外適用される規定の記載方法	域外適用される規定の範囲 (条項) を明示	域外適用される規定の範囲 (条項) は明示せず、包括的に記載	域外適用される規定の範囲 (条項) は明示せず、包括的に記載
執行を担保するための規定	<ul style="list-style-type: none"> 指導及び助言 (第41条)、勧告 (第42条第1項) 外国執行当局への情報提供 (第78条) 	<ul style="list-style-type: none"> 第10条にて、違反に対する罰金 (5000USD以下) と懲役 (1年未満) またはその併課が規定。 外国の法執行当局との協力 (第6条 (j) にて外国当局からの情報提供要請への対応、同条 (l) にて外国との協力にかかる資金拠出等を規定) 	執行はFTC法の規定に従うこととされている (第6505条)

※ 1 米国では、包括的な個人情報保護法は連邦レベルでは存在せず、分野ごとに個別法で措置されている。

域外適用に係る国際制度比較 (暫定版)

	EU	中国
制度の有無	あり（一般データ保護規則（GDPR））	直接の規定なし
制度の根拠	第3条	—
制度の基本的考え方	標的基準	—
域外適用される規定の対象となる者の範囲等	管理者又は処理者	—
域外適用される規定の範囲	<p>〈義務に係る規定及び監督、制裁措置等に関する規定〉 下記の場合には、GDPRがEU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供を行う場合 又は データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視を行う場合 	—
域外適用される規定の記載方法	域外適用される規定の範囲（条項）は明示せず、包括的に記載	—
執行を担保するための規定	<ul style="list-style-type: none"> EU域内に拠点のない管理者又は処理者の代理人指定義務（第27条） 関係国との国際協力（第50条） 調査、是正勧告（第58条） 	—

データローカライゼーション、ガバメントアクセスに係る議論

- データ保護関連法制については、多くの国々で、OECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきた。
- しかし、近年、データ保護関連法制が、途上国を含め世界に広がる中で、一部に、データローカライゼーション・ガバメントアクセスなどの管理的規制が出現しつつある。

(参考)

○ロシア 改正個人データに関するロシア連邦法 (2015年9月1日施行)

- ・ ロシア国民の個人データを収集するウェブサイトの運営者を対象に、データの保存、修正、更新などに使用するデータベースをロシア国内に設置しなければならない(第18条5項)。

○中国 サイバーセキュリティ法 (2017年6月1日施行)

- ・ ネットワーク運営者は、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行わなければならない(第28条)。
- ・ 重要インフラの運営者は、中国国内で収集した個人情報及び重要データを中国国内で保存しなければならない(第37条)。

○ベトナム サイバーセキュリティ法 (2019年1月1日施行)

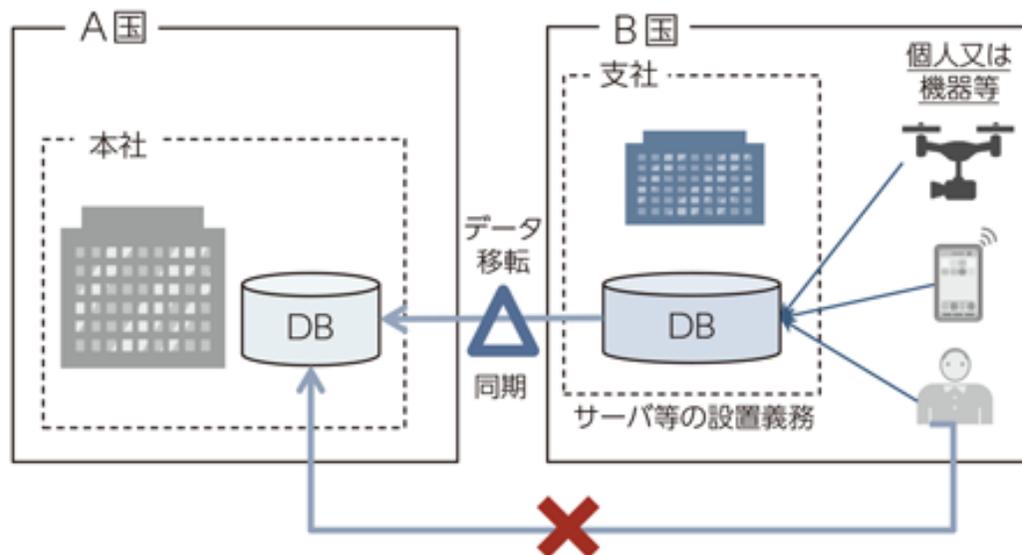
- ・ 国内・外国の電気通信又はインターネットサービス事業者は、ユーザー情報等を国内に保存しなければならない。そのうち、外国企業の場合は、代表事務所を国内に設置しなければならない(第26条第3項)。
- ・ 国内・外国の電気通信又はインターネットサービス事業者は、同法違反に関する調査遂行等のため書面で求められたら、公安省等にユーザーの情報を提供しなければならない(第26条第2項(a))。

データローカライゼーションに係る議論

- 諸外国の一部では、①プライバシーの保護、②自国内の産業保護、③安全保障の確保、④法執行／犯罪捜査などを目的として、越境データ流通を規制する動き、いわゆる「データローカライゼーション」に関する法制度の制定等の動きがある。
- データローカライゼーションとは、画一的な定義はないが、データのグローバルな移転を制限し、国内に留めさせる措置などを指すことが多い。
(例えば、インターネット上のサービス等について、当該サービスを実行する物理的なサーバーはサービスを提供する国内で運用しなければならない、すなわちサービス提供に必要なデータはすべて当該国内に存在しなければならないという考え方に基づくルールなどがある。)

データローカライゼーションの例

自国内におけるデータを保有・保管のために制限



B国内におけるデータの保管が必要
(B国内にデータを保管しても移転できない可能性がある)

(出典) 平成29年情報通信白書、平成30年通商白書を元に作成

データローカライゼーションによる影響

- データローカライゼーション規制により、経済に深刻なマイナスの影響を及ぼすとの試算結果もある。
- 経済的な側面以外では、言論の自由や社会的流動性、政治運動や社会運動への市民参加を妨げる可能性も指摘されている。

経済に対する影響の例

- ◆ 各国に分野横断的なデータローカライゼーション規制が課された場合、**GDPに▲0.7%～▲1.7%の影響**があるとの分析がある。(ECIPEレポート(2014)中シナリオ2)

欧州国際政治経済研究所 (ECIPE) は、データローカライゼーション及び関連規制によるGDPへのマイナスの影響を、
①データ処理に係る事務手続コストの上昇等が国内価格や生産性 (TFP) に及ぼす影響、
②データセンターの設置義務等の貿易障壁が追加されることによる国別のコスト増、
③規制によって市場への参入が制限されることによる国内外からの投資減の影響の3つの視点から分析の上、算出。

- ◆ また、企業レベルにおいても、データローカライゼーション規制の導入を検討している国々においては、**データ処理に係るコストが30%～60%上昇**するとの分析もある。(Leviathan Security Group (2015))

本来、データを取り扱う企業は、クラウドコンピューティングや世界中に張り巡らされているシームレスなインターネットを通じて、データの管理や処理を集中的に行うことで、規模の経済を享受することができるが、データローカライゼーション規制によって、これが損なわれることが理由である。

データローカライゼーションに係る議論

- 広範なデータローカライゼーション規制の拡大は、国際的な電子商取引を拡大していく上での障壁として機能するため、**環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の電子商取引章**や**2016年のG7香川・高松情報通信大臣会合での共同宣言**など、正当な公共政策上の理由を有さない同種の規制を抑止するための国際協力体制の構築が進められてきている。

（出典）平成29年情報通信白書を元に作成

（参考）

OTPP協定 電子商取引章（抜粋）

第十四・十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。
- 2 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。
- 3 この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
 - (a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。
 - (b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

OG7 情報通信大臣共同宣言（G7 香川・高松情報通信大臣会合 2016年4月29・30日）（抜粋）

ii. 情報の自由な流通の促進と保護

a) インターネットのオープン性及び越境情報流通の促進

- 17.我々は、引き続き、インターネットのグローバルな本質を維持し、越境での情報流通を促進し、また、インターネット利用者が、自らの選択に基づきオンラインの情報、知識及びサービスにアクセスすることを許容するようなICT政策を支持する。我々は、公正な公共政策の目的を考慮した場合に正当化することのできない、データローカライゼーション要求に反対する。